

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 憲法

【出題趣旨】

いわゆる泉佐野市民会館事件（最高裁平成7年3月7日民集49巻3号687頁）を踏まえて、集会の自由、限定解釈について考える問題である。問1では、条例7条1号の「公の秩序をみだすおそれ」という広義の表現に対して、「明らかな差し迫った危険」基準を提示すること、その限定解釈について考えてほしい。問2では、集会の自由がどのような権利か、問1の条例解釈を前提として、権利の重要性と問題文中の事実と照らすとXはどのような憲法上の主張が可能か、ありうる反論とそれに対する私見とともに、説得的に構築してほしい。

【採点基準】

- ・ 泉佐野市民会館事件についての理解が正確か。
- ・ 限定解釈についての理解が正確か。
- ・ 集会の自由についての議論が正確にできるか。
- ・ 以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 刑法

【出題趣旨】

【事例1】と【事例2】の二つの基本事例を通して、刑法総論と各論の基本問題の理解度を問うものである。

【事例1】は、住居侵入窃盗の事案における実行の着手時期を的確に把握することを起点に、事後強盗としての強盗致傷罪（238、240条前段）の成否を判断できる能力を問うものである。この際、問題文の指示があることから、それに沿って論述することが必要になる。

【事例2】では、いわゆる行為時の特殊事情が存在する事案を通して、刑法上の因果関係の判断の仕方の理解度を問うものである。因果関係の具体的な判断枠組みを示し、具体的事実を摘示して適切に評価することが求められる。

【採点基準】

以下の点について論じられているかどうか。

第1 〔設問1〕について 【計65点】

1 住居侵入罪（130条前段）について （5点）

「侵入」の意義を示して、どの段階で既遂になるのかを意識して端的に論じる必要がある。

2 事後強盗としての強盗致傷罪の成否（計55点）

- (1) 本事案では、甲が「窃盗」といえば、その後のXに対する暴行そして致傷結果は事後強盗としての強盗致傷罪（238、240条前段）として捕捉される（5点）。起点となるのは、「窃盗」の着手の有無であり、その点について具体的な判断枠組みを示し、問題文の①ないし⑤のどの段階から着手が認められるのかを論じることが求められる（25点）。この点は、問題文に指示があることから、必ず論じる必要がある。近時は、特殊詐欺や特殊窃盗（すり替え盗）などの事案において実行の着手の前倒しの傾向が強いが、本事案のような住居侵入窃盗の基本事例において、着手の基本理解を問うものである。
- (2) 窃盗の着手を認める場合には、事後強盗罪のその他の要件、「目的」、「暴行」について検討する必要がある（15点）。暴行の意義は多義的であることから、最狭義の暴行の意義を示し、問題文の事実を的確に抽出・評価することが求められる。
- (3) 甲は、その暴行によりXに加療1か月を要する傷害を負わせているが、他方で何ら財物を得ていないことから、基本犯である財産犯（強盗）が未遂の場合にも、243条の未遂規定が適用されるかを検討する必要がある（10点）。通説は、240条の重点は人身保護にあるとして、基本犯が未遂でも致死傷の結果が発生している以上は、243条の適用を認めていない。

3 罪数 (5点)

1と2の罪を認める場合には、罪数を示す必要がある。1と2は、手段・目的の関係にあることから、端的に牽連犯(54条1項後段)に該当することを示せば足りる。なお、2のうち窃盗の罪数処理については、若干の言及が必要であろう。

第2 [設問2]について 【計25点】

1 事案分析 (5点)

【事例2】では、行為時にXの特殊な疾病が存在しており、甲の暴行と相まって死亡結果が発生していることから、行為時の特殊事情の存在が因果関係の有無にどう影響するかが問題であることを指摘する必要がある。

2 判断枠組みの提示とあてはめ (計20点)

因果関係の有無の判断枠組みには種々の見解があるところ、因果関係の趣旨を踏まえて具体的な判断枠組みを示す必要がある。その際、抽象的な判断基準の提示に止まらず、判断要素とその相互関係を示すなど、判断の指針を具体的に示し、【事例2】から得られる事実について法的評価を加えつつ、適切に論じることが求められる。

第3 裁量点 【10点】

上記以外でも、構成力、文章力が優れたもの等には加点する。

上記合計点に0.8を乗する。

以上